

第31期目録委員会記録 No.15

第15回委員会

日時：2008年12月13日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：中井委員長，稲浜，木下，平田，古川，横山，渡邊

<事務局>磯部

[配付資料]

1. *Worldwide review: Proposed Area 0 for ISBD*（11ページ-A4，事務局コピー）
2. 平成20年度書誌調整連絡会議（国立国会図書館）（2ページ-A4，中井委員長）
3. 日本図書館協会目録委員会からの報告（平成20年度書誌調整連絡会議資料）（4ページ-A4，中井委員長）
4. 公開講演会「目録の現在とこれから」（1ページ-A4，中井委員長）
5. RDA最終草案 第1章 体現形と個別資料の属性の記録に関するガイドラインの主要部分（3ページ-A4，古川委員）
6. 2008年10月31日RDA草案 第2章：体現形と個別資料の識別（5ページ-A4，稲浜委員）
7. RDA 完全草案第3章「キャリアの記述（Describing Carriers）」の概観（3ページ-A4，渡邊委員）
8. 2008年10月31日RDA草案 第4章：取得とアクセス情報の定義（Providing Acquisition and Access Information）（3ページ-A4，横山委員）
9. 第31期目録委員会記録 No.13（4ページ-A4，事務局）
10. 第31期目録委員会記録 No.14（案）（4ページ-A4，事務局）

[報告事項]

1. 書誌調整連絡会議の開催について

中井委員長より、国立国会図書館にて同会議を開催した旨、報告があり、その概要と目録委員会からの報告について説明があった。（資料2、3）

2. 各種行事予定について

中井委員長より、2月5日（木）に国立国会図書館にて公開講演会「目録の現在とこれから」を開催する旨、報告があった。併せて、翌2月6日（金）にNIIにて開催の「NACSIS-CAT登録一億件突破記念講演会」についても改めて言及があった。（第31期目録委員会記録 No.14 参照）

3. 「国際目録原則」最終草案について

12月8日の横山委員からのメール（[mokuroku:1508] Fw: Help with translation of FINAL ICP version）に基づき、以下の確認を行なった。

11月22日の目録委員会においては完成版の公開後に日本語訳を完成させる予定であったが、紙媒体の出版物にも各国語の翻訳を含める予定となった。

完成版（英語版）の入手は12月19日（以降）、各国語版の提出期限は1月16日であるため、完全版（英語版）が公開された後に、メーリングリストを利用して、日本語版の完成版を確定する。

横山委員が中心となって担当することとする。

4. NIIから、VIAFへの参加要請（第31期目録委員会記録 No.13参照）について、応じる旨、回答し、MARC21への変換仕様を作成中であるとの報告があった。VIAF側は、2009年3月までに契約書を交わすことを希望している。

5. 目録委員会への公共図書館界のメンバー補充は引き続き検討中。

[検討事項]

1. RDAの最終草案セクション1、1～4章の概観

11月17日に公表された最終草案セクション1、1～4章を、古川（1章）、稲浜（2章）、渡邊（3章）、横山（4章）が分担し、それぞれの章の概要を説明した。

各章について、以下の意見が出された。

（1章）

・「Resource」という言葉の指し示すものが変わってきている。和訳の際には、カタカナで「リソース」が妥当であろうか。谷口祥一氏は「知識資源」という表現を使っている。RDAでは、Glossaryにおいて「work」「expression」「manifestation」「item」の4つがリソースであると定義されている。セマンティックウェブの世界では「resource」とはすべてのものを意味するので、例えば、Dublin Core中の「resource」とRDAの「resource」は区別して議論しなくてはいけない。

・1.5.「記述のタイプ」の関連規定が附録D.2にあるが、このなかの”In” AnalyticsはISBDの規定にはないものである。

・転記の原則が強まっている。（”sic”、”i.e.”を使用しない、取り消されたISSNを記述する等）

・不明な日付の記述方法が、「18--」から「1800?」に変更された。不明な範囲が、1800年代全体なのか、1800年から1809年なのかが分からないが、図書館以外の世界には分かりやすい表現といえるかもしれない。「出版者不明」の場合も「s.n.」から「publisher not identified」となった。

- ・著作権年の記述から「c2000」の方式がなくなった。（copyrightか「c」を丸で囲んだもの）
（2章）

- ・2.2.4 c) “other published descriptions of the resource”とは具体的にどのようなものであるのか。
例えば、出版者の出版カタログなどが含まれるのか？

- ・2.1.3 “analytical description”では、一方が主で、もう一方が従の場合の規定が必要である。
現在のような一般規定のみでは十分ではないのではないか。

- ・このような理念的な規則で実際の作業ができるのか。11月17日付け掲載の「Workflows」
を参照すれば可能ではないか。

（3章）

- ・3.6 “ Base material ”と3.7“ Applied material ”は、NCR3章では規定が不適切な部分である。
3.5.2（その他の形態的細目）ではなく、注記の扱いとなっている。

- ・ISBDを理解していないと、RDAだけで実際の記述を行なうのは困難なのではないか。

2. 議事録確認

第14回記録案（資料10）を確認した。

次回以降の委員会の予定

1月24日（土）

以上